

# 良好・不良措置, 報告書の書き方について

## 研修のねらい

保護観察が奏功し、これ以上保護観察を継続する必要がなくなったと認める場合は、良好措置を検討することになります。反対に、遵守事項違反の事実が認められた場合は、不良措置を検討することになります。

担当保護司として、これらの措置（特に良好措置）の要件を十分理解した上で、計画的に保護観察処遇を実施し、対象者の改善更生を図っていくことが大切です。

そして、良好措置や不良措置を検討するに当たって、最も重要な判断材料となるのは、担当保護司が毎月提出する保護観察経過報告書です。

そこで、今回の研修では、保護観察における良好措置と不良措置、保護観察経過報告書を作成する上での留意点等について学びます。

## 研修の進め方

- 1 研修のねらい ( 5分)
- 2 講義 (75分) ※適宜休憩
  - (1) 良好措置
  - (2) 不良措置
  - (3) 報告書の書き方 (保護観察経過報告書について)
- 3 質疑応答 (10分)

# 1 良好措置

保護観察の効果が上がり、保護観察対象者の改善更生が図られた結果、保護観察による指導監督及び補導援護を継続する必要がなくなったと認めるときは、良好措置が検討されます。

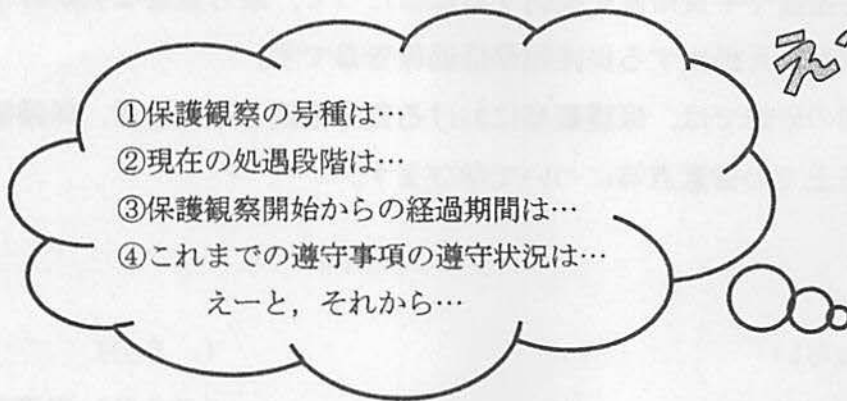
さて、下のイラストを見て、担当保護司からの保護観察解除の相談に対し、主任官がどのようなことを考えているか、想像してみてください。



担当保護司

私の対象者は、まじめに保護観察を受けてくれて、生活態度も問題なしです。

だから、そろそろ保護観察を解除してあげたいのですが。



- ①保護観察の号種は…
  - ②現在の処遇段階は…
  - ③保護観察開始からの経過期間は…
  - ④これまでの遵守事項の遵守状況は…
- えーと、それから…

え〜と？

主任官



①保護観察の号種は…

良好措置として保護観察を解除できるのは、【ア       】号観察の対象者に限られます。

②現在の処遇段階は…

【イ       】段階が【ウ       】か月以上継続していることが前提になります。

③保護観察開始からの経過期間は…

必要な経過期間は保護観察の種別により異なりますが、たとえば、1号観察（一般）の場合、おおむね【エ       】年経過後に良好措置を検討できます。

④これまでの遵守事項の遵守状況は…

⑤えーと、それから…

良好措置は、計画的に！

## 「良好措置」一覧表

対象	良好措置	形式的要件
1号 観察	解除	<b>【一般】</b> おおむね1年経過 <b>【交通】</b> おおむね6か月経過 <b>【短期】</b> 原則6か月以上7か月以内に解除（遅くとも10か月以内） <b>【保護観察所長が決定】</b>
	一時解除	3か月以上経過 <b>【保護観察所長が決定】</b>
2号 観察	退院	おおむね6か月経過（短期処遇の場合は6か月未満も可） <b>【保護観察所長が委員会に申出，委員会が決定】</b>
3号 観察	不定期刑 の終了	おおむね6か月経過（刑の短期が経過していることが必要） <b>【保護観察所長が委員会に申出，委員会が決定】</b>
4号 観察	仮解除	おおむね1年経過 <b>【保護観察所長が委員会に申出，委員会が決定】</b>

※全てに共通する形式的要件として、「C段階が3か月以上継続していること」が必要です。（解除のうち短期を除く。）

※実質的要件として、「遵守事項を守り，指導監督・補導援護を継続しなくても，社会の善良な一因として確実に改善更生できると認められること」が必要です。（解除のうち短期，一時解除については，実質的要件が若干緩く設定されています。）

### 良好措置の効果

😊 「解除」，「退院」，「不定期刑の終了」により，保護観察は終了します。

😊 「一時解除」，「仮解除」により，指導監督・補導援護が一時中止されます。（保護観察は終了しません。）

## 2 不良措置

保護観察対象者が遵守事項に違反したときは、処遇の転換を図るとともに、再犯・再非行を未然に防止し、社会を犯罪から防衛するため、不良措置が検討されます。

「不良措置」一覧表

対象	不良措置	要件
1号 観察	警告	遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況を考慮し、警告を発しなければなお遵守事項を遵守しないおそれがあるとき。 【保護観察所長が決定】
	施設送致申請	警告を受けてもなお遵守事項を遵守せず、その程度が重いとき。 【保護観察所長が家庭裁判所に申請、家庭裁判所が処分を決定】
	通告	新たに少年法第3条第1項第3号に掲げる事由（ぐ犯事由）があるとき。 【保護観察所長が家庭裁判所に通告、家庭裁判所が処分を決定】 ※ぐ犯とは、次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞があること。 ①保護者の正当な監督に服しない性癖があること。 ②正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。 ③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること。 ④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。
2号 観察	戻し収容	遵守事項を遵守しなかったとき。 【保護観察所長が委員会に申出、委員会が家庭裁判所に申請】
3号 観察	保護観察の停止	所在が判明しないため保護観察が実施できなくなったとき。 【保護観察所長が委員会に申出、委員会が決定】
	仮釈放の取消し	以下のいずれかの場合 ①仮釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。 ②仮釈放前に犯した他の罪について、罰金以上の刑に処せられたとき。 ③仮釈放前に他の罪について罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行をすべきとき。 ④仮釈放中に遵守事項を遵守しなかったとき。 【委員会が決定（④は保護観察所長が委員会に申出）】
4号 観察	執行猶予の取消し	遵守事項を遵守せず、その情状が重いとき。（全部猶予） 遵守事項を遵守しなかったとき。（一部猶予） 【保護観察所長が検察官に申出、検察官が裁判所に請求】 ※以下のいずれかの場合、執行猶予が必ず取り消される。 ①猶予の期間内に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。 ②猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

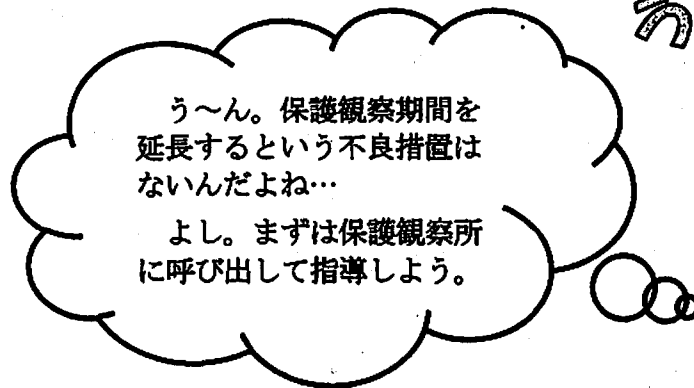
## 不良措置の効果

- ④ 「施設送致申請」、「通告」、「戻し収容」により、新たに少年院送致となった場合、結果的に保護観察は終了します。
- ④ 「仮釈放の取消し」、「執行猶予の取消し」により、保護観察は終了します。
- ④ 「警告」により、指導監督が強化されます。(保護観察は終了しません。)
- ④ 「保護観察の停止」により、刑期の進行が停止されます。(保護観察は終了しません。)



担当保護司

私の対象者は、全然言うことを聞いてくれません。だから、保護観察の期間を延長する必要があると思います。



主任官

う～ん。保護観察期間を延長するという不良措置はないんだよね…

よし。まずは保護観察所に呼び出して指導しよう。

う～ん？



# 保護観察経過報告書（甲）と他の書類との関係

上段の経過の内容と、下段の回数は一致します。（往・来訪の別を明記）

機密性2 完全性1 可用性1 更生保護事務従事者限り

⑤ ③ ⑥

別紙 類型 シ・覚・暴・性・中・職・校・走・精 ③ 処遇 S・A プロ 性・覚  
 様式18 区分 酒・高・ギ・家(暴・児・D)・特暴 ③ B・C グラム 暴・飲

所長	統括	主任官	提出年月日	保護区	担当保護司
			平成▲▲年10月3日	〇〇	更生花子 印

## 保護観察経過報告書（甲）

(1) ① (平成▲▲年 7月分)

事件番号	4▲▲(1)1-0000	保護観察	平成▲▲年 3月20日から
氏名	保護 一郎	期 間	平成〇〇年 5月12日まで

保護観察の経過		
日(時)	接触の状況及び面接の内容等	呼出し等の概要
10 (13:45)	来訪予定の時間になっても来訪しないため、本人の携帯に電話。本人が出て、だいぶ慌てている様子。忘れていたとのこと。これからでも来訪したいとのことだったので、待っているからと話す。	⑧
14:00 ～ 14:50	息をハーハーさせながら来訪。久しぶりの休みだったので、朝からのんびりしていたとのこと。会社から、今月から健康保険・年金に加入させると言われたと喜んでいて、給料の手取額は少なくなるが正社員扱いになったことは勤務状態が認められたことだと喜ぶ。	⑧
20 (18:00)	母親に電話して、本人の状況を聞いてみる。仕事はまじめに行っているので安心している。ただ、最近、本件共犯者から本人に電話があったとのこと。	
25 (20:00 ～ 20:30)	いかにも仕事帰りという格好で本人来訪。残業で少し遅くなったとのこと。仕事や生活状況に変化なし。給料から家に生活費として5万円、その他は運転免許を取るための貯金や携帯電話代にしているとのこと。母親から聞いたことについて本人に尋ねたところ、〇〇君から遊ばないかとの電話があったが、断ったとのこと。本人の特別遵守事項を確認しながら、誘いを断ったことを要める。	

書ききれない場合、適宜、継続用紙を追加してください。

今月の面接及び連絡回数			
面 接		連 絡	
往 訪	回	うち本人との面接	往・信 2 回
来 訪	2 回	うち本人との面接	来 信 2 回

機密性2 完全性1 可用性1 更生保護事務従事者限り

(2) (氏名 保護 一郎)

遵守事項について

遵守事項を 守っている 守っていない  
 (守っていない場合の具体的状況) 共犯者の〇〇君から電話で遊びの誘いを受けたがきちんと断ることができた。

保護観察対象者の生活及び行動の状況

留意すべき指摘事項	状 況
<input checked="" type="checkbox"/> 交友関係	(友人の氏名、交友状況等) 現在は、職場の同僚との付き合いのみ。
<input type="checkbox"/> 金銭管理	(借金・ローン、浪費等の状況) バイクのローンで毎月2万円支払っている。
<input type="checkbox"/> 問題飲酒	問題なし。
<input type="checkbox"/> 薬物乱用	問題なし。
<input checked="" type="checkbox"/> 就労・就学関係	(学校名、学年) <input type="checkbox"/> 欠席なし <input type="checkbox"/> 時々欠席 <input type="checkbox"/> 長期欠席 (勤務先名) (有)××建材 (職種) 解体工 <input type="checkbox"/> 不就業 (所在地) 〇〇市〇〇町 (電話) 〇〇〇-△△△△ (稼働日数) 25 日/月 (収入) 20万 円/日・月 <input checked="" type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 住込 <input type="checkbox"/> 家業 (保護観察秘匿の要否) <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 否
<input type="checkbox"/> 健康状態	<input checked="" type="checkbox"/> 壮健 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 疾病(病名・病状) (通院、入院、服薬等の状況)
<input type="checkbox"/> 居住関係	<input type="checkbox"/> 単身 <input checked="" type="checkbox"/> (両親、兄) と同居 (特記事項)
<input checked="" type="checkbox"/> 家族関係	(家族間の折り合い) (不和の状況) 母親の小言に反発がある。父親とは会話がないう。 <input type="checkbox"/> 和 <input checked="" type="checkbox"/> やや不和 <input type="checkbox"/> 不和 (保護観察に対する家族の理解、態度) <input type="checkbox"/> 協力的 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 拒否的

担当保護司の意見(主任官に求める措置及び担当保護司としての今後の方針など)

本人の生活態度は落ち着いているが、両親との関係がいまひとつのため、両親も同席させて主任官面接をお願いしたい。

(3)

主任官所見 (今後の留意事項等)	本人の就労状況に配慮しながら、主任官面接のタイミングを担当保護司と協議する。 補導費認定(特別・一般・不支給)
保護観察の状況及び処遇段階	再犯・再非行 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 不良措置検討票 遵守事項違反 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 不良措置検討票 生活行動指針からの逸脱 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 今月で【B】段階(4)月経過(C段階3月)→良好措置検討票
保護観察所長の判断及びとりべき措置	特別遵守事項 <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し 生活行動指針 <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し 段階変更 <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 要 → 変更後の段階【C】 指導監督、補導援護その他の措置(上記判断及び措置の理由等)

この欄は保護観察所が記入します。

(注意) 1 この報告書は、翌月5日までに必ず提出してください。  
 2 (3)欄は、保護観察所が記載する欄です。  
 3 この報告用紙が必要ときは「要送付」欄に○をつけてください。

必要に応じて○印を入れてください。

要送付



### 保護観察事件調査票

#### 事件種別等

作成区分 開始・移送・その他( )

事件等の区分 1号観察 一般・交通・短期

事件番号 4▲▲(1)1-0000

保護観察期間 平成▲▲年3月20日から 平成□□年5月12日まで

#### 氏名等

ふりがな ほご いちろう

氏名 保護 一郎 (平成○○年5月13日生) 男・女

本籍 ○○県○○市○○町○○番地

住居 ○○県○○市○○町123-45

自宅電話:○○○○-○○-○○○○ 携帯電話:090-○○○○-○○○○

学籍・職業 無職・学生等 有職 (職種 解体工)

#### 審判又は裁判に関する事項

決定又は言渡し裁判所 ○○家庭裁判所○○支部

決定又は言渡しの日 平成▲▲年3月20日

(途中省略) (途中省略) (途中省略)

### 保護観察の実施計画

#### 課題又は目標

3 接触の頻度・方法 (知遇段階の別 S A B C)

担当保護司は、月2回の来訪を確実に守らせることを基本としつつ、少なくとも3か月に1回は往訪面接を行う。主任官は、少なくとも6か月に1回面接を行う。

#### 参考事項

4 (知遇の実施において留意すべき指導領域)

交友関係 金銭管理 問題飲酒 薬物乱用 就労・就学関係

健康状態 居住関係 家族関係

5 (類型)

シンナー 覚せい剤 問題飲酒 暴力団 暴走族 性犯罪

精神障害 中学生 校内暴力 高齢 無職 ギャンブル

家庭内暴力 (□児童虐待 □DV) 非該当

6 (専門的処遇プログラム)

性犯罪 覚せい剤事犯 暴力防止 飲酒運転防止 しよく罪指導

簡易薬物検出検査 (任意) 非該当

(特定暴力対象者) ※暴力的傾向があり処遇上特に注意を要する者

認定する 認定しない

主任官 ○○○○ 担当保護司 更生花子

作成者 平成▲▲年3月20日 保護観察官 ○○○○ 印

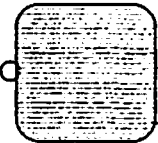
主任官によって、保護観察事件  
担当通知書の連絡事項欄等に記  
載する場合があります。

## 7 遵守事項通知書

平成▲▲年3月20日

保護 一郎 殿

○○保護観察所長 ○○○○



あなたが保護観察の期間中遵守すべき事項は、次のとおりです。

### 一般遵守事項

- 1 再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- 2 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
- 8 イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
  - 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。
- 3 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長に届出をすること。
- 4 保護観察に付されたときに保護観察所の長に届け出た住居又は転居をすることについて保護観察所の長から許可を受けた住居に居住すること。
- 5 転居又は7日以上旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

### 特別遵守事項

- 1 共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと。
- 2 深夜にはいかいしたり、たむろしたりしないこと。
- 3 就職活動を行い、又は仕事をする事。